

# 民事・家事事件の弁護士費用の概要

## 費用の種類

弁護士の費用は「着手金」、「報酬金」、「実費」などがあります。

「着手金」は、事件等をご依頼いただいた際にお支払いいただく費用となります。

「報酬金」は、事件等が終了したとき（判決や調停、和解成立等の場合）に、成功の程度に応じてお支払いいただく費用です。

「実費」は、裁判所に納める手数料、郵便切手代、コピー代、交通費等の事件処理に要した費用となります。

## 着手金・報酬基準の概要

下記は、当事務所の着手金・報酬基準の一例です。事件ごとの具体的な金額は、当事務所報酬基準をもとに、事件の内容や手続きの種類、事件処理の難易度などを踏まえて、ご説明・ご相談させていただいた上で決定します。

### I 【民事事件】

経済的利益（争いになっている金額）によって費用が変わります。

1 着手金	経済的利益の金額	着手金の額
	～300 万円	8%+消費税
	300 万円～3000 万円	5%+9 万円+消費税
	3000 万円～3 億円	3%+69 万円+消費税
	3 億円を超える場合	2%+369 万円+消費税

※着手金の最低額は 22 万円（消費税込み）となります。

2 報酬金	得られた経済的利益の金額	報酬金の額
	300 万円以下	16%+消費税
	300 万円～3000 万円	10%+18 万円+消費税
	3000 万円～3 億円	6%+138 万円+消費税
	3 億円を超える場合	4%+738 万円+消費税

但し、事件の内容や手続きの種類その他の事情により、依頼者と弁護士が協議の上で着手金・報酬金が減額または増額されることがあります。

## II 【家事事件】

### 1 離婚・子に関する事件

---

- (1) 調停・審判・仲裁 着手金 22万円以上（消費税込み）  
(2) 訴訟 着手金 33万円以上（消費税込み）

※離婚や調停・和解成立時の報酬金は着手金と同額。

但し、慰謝料・財産分与等の金銭請求については、民事事件の報酬基準に従い別途計算し加算します。

### 2 相続

---

民事事件の着手金・報酬基準と同じ基準で計算します。

但し、対象となる遺産の範囲や相続分の割合について争いのない部分については、経済的利益を3分の1の金額に減額して計算します。

### 3 遺言書・遺産分割協議書作成

---

- (1) 定型のもの 11万円～22万円（消費税込み）

- (2) 非定型のもの

遺産の金額	弁護士費用の額
300万円以下	22万円
300万円～3000万円	1%+17万円+消費税
3000万円～3億円	0.3%+38万円+消費税
3億円を超える場合	0.1%+98万円+消費税

- (3) 公正証書にする場合 上記の費用に3万3000円を加算（消費税込み）

### 4 成年後見等

---

- (1) 成年後見の申立て 16万5000円～（消費税込み）

- (2) 任意後見・財産管理 ①契約書作成 11万円～（消費税込み）

②就任後の日常的事務処理

月額2万2000円～5万5000円（消費税込み）

収益不動産の管理を行う場合は以下の金額を加算

月額3万3000円～11万円（消費税込み）

③不動産の処分等、日常的事務処理に該当しない事務処理については別途当事務所報酬基準で報酬を算定。

### 5 相続放棄・遺言書検認など簡易な家事審判申立て

---

11万円～（消費税込み）